別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に、「四、一七七、六〇〇トン」を「四、一九五、四〇〇トン」に、「三七七、一〇〇トン」を「三六五、二〇〇トン」に、「二二四、四〇〇トン」を「一〇六、六〇〇トン」に、「九一、一〇〇トン」を「一〇〇、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和元年一〇月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二四二、九〇〇トン」を「二六八、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に、「一一、〇〇〇トン」を「八、五〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に、「三七、八〇〇トン」を「三七、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に、「三八、八〇〇トン」を「三八、二〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇一・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成三一年四月一日から令和二年三月三一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第四〇号まで」の下に「、第四〇号の三」を加え、「又は第九三号」を「、第九三号、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項の規定による申告に係る部分に限る。）」に改める。

別表第四七号の二の次に次の一号を加える。

四七の三	関税法附則第七項の規定による書面の提出

別表第九九号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「」及び「」という。）を削り、「第十五条第三項」の下に「及び第十一項」を、「同条第一項」の下に「及び第九項」を加え、「及び」を「」並びに」に改め、「（公用船に係るものに限る。）」を削る。

別表中第一〇二号を第一一四号とし、第一〇一号中「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）」を「国連軍協定特例法」に改め、「第十五条第三項」の下に「及び第十一項」を、「同条第一項」の下に「及び第九項」を加え、「及び」を「並びに」に、「（船舶に係るものに限る。）又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」を「、国連軍協定特例法」に、「乗組員氏名表の提出（船舶に係るものに限る。）」を「乗組員氏名表の提出、国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告又は国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十二条第一項の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告」に改め、同号を第一一一号とし、同号の次に次の二号を加える。

一一二	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十八号。以下「国連軍協定特例法施行令」という。）第二条（とん税等の免除手続）において準用する地位協定特例法施行令第二条第二項の規定による証明書の添付
一一三	国連軍協定特例法施行令第三条（関税の免除手続等）において準用する地位協定特例法施行令第三条第四項（後段を除く。）の規定による証明書の提出若しくは契約書の写し若しくは書類の添付、国連軍協定特例法施行令第三条において準用する地位協定特例法施行令第六条の規定による船荷証券の提示若しくは書類の提出又は国連軍協定特例法施行令第三条において準用する地位協定特例法施行令第十三条第二項の規定による契約書若しくは書類の添付

別表第一〇〇号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第十五条第三項」の下に「及び第十一項」を加え、「同条第一項」を「第一〇二号とし、第一〇一号とし、同号の次に次の七号を加える。

一〇四	地位協定特例法施行令第四条第二項（合衆国軍隊への引渡し等の証明）の規定による証明書の提出
一〇五	地位協定特例法施行令第五条（免税物品の滅失の承認の申請手続）の規定による申請書の提出
一〇六	地位協定特例法施行令第六条（検査免除の手続）の規定による船荷証券の提示又は書類の提出
一〇七	地位協定特例法施行令第七条第一項（手入等のための倉庫等の承認の申請手続等）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による契約書の写し又は書類及び図面の添付
一〇八	地位協定特例法施行令第八条第一項（製品等の検査）の規定による申告又は同条第三項の規定による製品検査書の添付
一〇九	地位協定特例法施行令第九条（製品等の搬出入の届出）の規定による文書の届出
一一〇	地位協定特例法施行令第十三条第二項（免税物品の譲受手続）の規定による契約書又は書類の添付

別表第九九号の次に次の三号を加える。

一〇〇	地位協定特例法第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告
一〇一	地位協定特例法第十二条第一項（免税物品の譲受の際の関税の徴収等）の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告
一〇二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第二条第二項（とん税等の免除手続）の規定による証明書の添付